

事務連絡
令和元年7月17日

大和市指定居宅介護支援事業所
大和市指定介護予防支援事業所
管理者様

大和市健康福祉部介護保険課

認定結果前の暫定ケアプランと給付管理の取扱いについて

要介護・要支援認定の新規申請者などが、認定前からサービス利用を希望している場合は、要介護または要支援の暫定ケアプランを作成することについては、厚生労働省発出「平成18年4月改定関係Q&A（Vol.2）」問52にて示されています。

しかし、要介護・要支援認定の申請中に暫定ケアプランを作成し、サービスを導入したものの、認定結果が見込みと異なった場合、暫定ケアプランをケアプランとみなすことができないことがあります。認定結果別の暫定ケアプランと給付管理の取扱いは下記のとおりとします。

記

認定結果の見込み	暫定（予防）ケアプラン作成主体	認定結果	認定結果後の取扱い
要支援	地域包括支援センター （暫定予防プラン作成）	<u>要介護（見込み違い）</u>	<u>給付管理不可</u>
		要支援	予防プランの取扱いに基づき給付管理。
要介護	居宅介護支援事業所 （暫定ケアプラン作成）	要介護	ケアプランの取扱いに基づき給付管理
		<u>要支援（見込み違い）</u>	<u>給付管理不可</u>
要介護・要支援の判断が困難な場合	居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが協力し、暫定ケアプランと暫定予防プランの両方を作成	要介護または要支援	認定結果に応じたプランに基づき給付管理。 ※どちらか一方のみが居宅介護支援費または介護予防支援費を請求可能。 ※認定結果後に遡及して「計画作成依頼届出書」の提出を行うことは可能。

【留意事項】

- 認定結果が見込み違いとなった場合は、市介護保険課にご相談ください。
- 要介護・要支援の判断が困難な場合において、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターで、介護予防支援業務の委託契約をあらかじめ取り交わし、居宅介護支援事業所が暫定ケアプランと暫定予防プランの両方を作成することも可能です。

事務担当

介護保険課 事業者指導係

TEL : 046 (260) 5170

FAX : 046 (260) 5158